



平成21年5月14日

各 位

株式会社 ウェッズ
代表取締役社長 川口 修
(JASDAQ・コード番号 7551)
問い合わせ先 IR室長 長谷川 勝也
電話番号 03-5753-8201

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成21年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、下記の通り平成21年6月24日開催予定の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株券の不発行に関する定め及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第8条、第9条第2項、第10条第3項)
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

②決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条第3項)

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に変更を行うものであります。

また、それに伴い増員又は補欠として選任された取締役の任期に関する定めを削除するものであります。(現行定款第20条)

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	本年6月24日(水曜日)
定款変更の効力発生日	本年6月24日(水曜日)

以 上

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第8条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) (条文省略) 2. <u>当社は、第8条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>第10条 (株主名簿等管理人) (条文省略) 2. (条文省略) 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第11条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、就任後<u>2</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第8条 (単元株式数) (現行どおり) 2. (削除)</p> <p>第9条 (株主名簿等管理人) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条～第18条 (現行どおり 条数繰上げ)</p> <p>第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、就任後<u>1</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (削除)</p> <p>第20条～第40条 (現行どおり 条数繰上げ)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>